

第 155 回いわき市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 3 月 21 日（木）午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

2 場 所 いわき市文化センター 3 階 大会議室

3 議 事

○附議案件

- ・議案第 1 号 いわき都市計画汚物処理場の変更について
(南部衛生センター)

○諮問案件

- ・議案第 2 号 第二次いわき都市計画道路網再編計画の検討状況について

4 出席委員（16 名）

1 番：田口重憲委員	2 番：田口信教委員	3 番：鈴木延江委員
4 番：草野庄一委員	5 番：小野栄重委員	6 番：新妻多恵子委員
7 番：松崎正利委員	9 番：小野茂委員	10 番：蛭田源治委員
11 番：田頭弘毅委員	12 番：菅野宗長委員	13 番：長谷川貴士委員
14 番：原田洋平委員	16 番：吉田伸明委員	17 番：北林由布子委員
18 番：大竹美恵委員		

5 欠席委員（2 名）

8 番：檜村弘委員 15 番：新田邦彦委員

6 事務局出席職員

・いわき市都市建設部

部長

永井 吉明

次長

紺野 克彦

都市計画課

参事兼課長

小林 重則

課長補佐

田中 賢太郎

計画係長

長 剛

技術主任

加藤 雅俊

技師

猪狩 智也

・いわき市生活環境部

ごみ減量推進課

計画係長

本田 洋平

技査

下遠 利幸

司 会	○開 会 本日は、委員の皆様には御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。 只今より、「第 155 回いわき市都市計画審議会」を開催いたします。
司 会 会 長	○会長あいさつ はじめに、当審議会の会長であります、田口会長より御挨拶をいただきます。会長よりお願いいたします。 「第 155 回いわき市都市計画審議会」の開催にあたり、一言あいさつ申し上げます。さて、本日は都市計画汚物処理場の変更について、ご審議いただくこととしておりますが、汚物処理場は、各家庭や事業所から発生するし尿等処理する施設となっており、感染症の予防や河川の水質保全等の役割を担っていることから、都市の運営に欠かせないものであります。しかし、いわき市の汚物処理場については、処理を開始してから 50 年程度経過している施設もあり、各処理施設の老朽化対策が必要になっている状況であります。本日はそういった課題に対応するべく、策定しております一般廃棄物処理基本計画に基づき行う都市計画の変更について、ご審議いただくものであります。 また、円滑な都市交通を確保し、良好な都市環境を形成するために定められている「都市計画道路」にかかる再編計画の検討状況につきましては、これまでも当審議会において、検討状況の中間報告を受けてきましたが、計画案がまとまったことから、計画案について、本日、御意見をいただくこととしております。 本日も、委員の皆様には、円滑な議事進行について、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
司 会	ありがとうございました。
司 会	○傍聴者への注意 次に、傍聴者の皆様へ御連絡いたします。 審議会開催中は、静粛に傍聴願います。 また、いわき市都市計画審議会傍聴要領を遵守いただけない場合には、退場いただくことがございますので、あらかじめ御了承ください。 なお、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモード等への切り替えをお願いいたします。
司 会	○資料確認 続きまして、本日の審議会の資料を確認させていただきます。 お手元の資料をご覧ください。 まず、審議会の次第、次にいわき市都市計画審議会委員名簿、次に議案書、次にパワーポイントで作成いたしました説明の資料、次に第二次いわき市都市計画道路網再編計画（案）、最後にいわき市都市計画審議会条例、以上でございます。 皆様、お揃いでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、これ以降の進行につきましては、田口会長にお願いしたいと思います。会長よりお願いいたします。

会 長	○定足数の確認 はい。では、まず、出席委員の人数の確認をいたします。 当審議会の委員は 18 名であります。今日は、16 名の委員に御出席いただいております。 欠席委員は、8 番樫村弘委員、15 番新田邦彦委員でございます。 従いまして今日は、現時点で 16 名の委員ということで、過半数に達しておりますので、審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、今日の審議会が成立していることを確認いたします。
会 長	○議事録署名者の指名 次に、議事録署名人でございますが、名簿番号順にお願いしておりますが、今日は 15 番新田邦彦委員が欠席のため、16 番吉田伸明委員、17 番北林由布子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名人は、吉田委員と北林委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
会 長	○前回の結果報告 それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 まず、令和 5 年 11 月 24 日に開催されました「第 154 回いわき市都市計画審議会」での審議案件の結果につきまして、事務局からご報告いたします。
事務局	はい、議長。いわき市都市計画課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。 それでは、右方に議案書と書かれております議案書の 1 ページをお開き願います。前回の「第 154 回いわき市都市計画審議会」の結果について報告をさせていただきます。 前回の審議会につきましては、令和 5 年 11 月 24 日の午後 1 時半から、場所は、本日と同じ市文化センター 3 階の大会議室にて開催をしております。その内容でございますが、2 件の報告事項について、ご協議をいただいたところであります。 1 件目は、コンパクトなまちづくりを進める上で必要となる都市計画道路の再編計画として、「第二次いわき市都市計画道路網再編計画」の検討状況について報告をさせていただいております。なおこちらにつきましては、その後作業を進めまして、各路線の評価結果などについて、道路管理者などとの協議を通しまして、計画案がまとまったことから、本日、議案第 2 号といたしまして、ご協議をさせていただきます。 2 件目です。いわき駅前周辺の中心市街地活性化に向けた、歩行者中心の道路空間の創出と題しまして、本市の中心市街地に位置付けられているいわき駅前のにぎわい創出及びまちなか全体の活性化に向けた取り組みである、歩行者利便増進道路制度「通称ほこみち」と呼ばれておりますが、こちらの指定に向けた社会実験をメインといたしましたご報告をさせていただいたところであります。 前回の報告案件につきましては以上でございます。

見ていただきまして、今回というふうに書いておりますが、今回錦にあるし尿処理場「南部衛生センター」を、令和４年度末で処理機能を停止しまして、こちらは下水道の処理センターである「南部浄化センター」の処理場にその機能を集約しております。参考に申し上げますと、中ほどの四角の中で一番左になりますが、「東部浄化センター」という下水処理場がございました。こちらもちも老朽化ということもございまして、令和４年度末をもってすでにその機能を停止し、小名浜大原にあります「中部浄化センター」にその機能を集約しております。さらに今後の予定で申し上げますと、四角の中の右端にございます常磐に位置する「中部衛生センター」というし尿処理場につきましては、こちらは令和６年度末で、その機能を停止する予定としており、「中部浄化センター」の方に処理機能を移しております。その結果としまして、令和７年度以降につきましては一番下の四角になり、北部中部南部の三つの浄化センターでいわき市の生活排水については、再編計画で基づいて処理をしていく事業が進められているところでございます。

続いて８ページをお開きいただきまして、こちら、都市施設についての説明になります。都市施設とは商工業等の各種諸活動を支えるために、生活に必要な都市骨格を形成する様々な施設のことを呼んでおります。今回の汚物処理場についても、都市施設として位置付けられておりまして、今回廃止を行います「南部衛生センター」のほかに、汚物処理場では「北部浄化センター」、それから「中部衛生センター」の２ヶ所が都市計画決定されているところでございます。

続いて９ページをお開きいただきまして今申し上げた位置関係になります。本市では汚物処理場３ヶ所、上から「北部・中部衛生センター」、そして今回赤で示しておりますところが今回廃止をする「南部衛生センター」になります。

続いて１０ページをお開きいただきまして、その変更の理由になりますが、こちら「南部衛生センター」については、昭和５０年７月に都市計画決定をされておりまして、主に勿来、遠野、旅人地区のし尿等を処理してきたというところでございます。昨年度の令和４年度にはし尿等の受け入れを終了しており、既に施設の機能が停止されております。現在は右側の上の図を見ていただきますと、赤が「南部衛生センター」になりますが、蛭田川を挟んで、対岸の下水処理場である「南部浄化センター」にし尿受入施設を建設しまして、下水汚泥と共同で処理を行っているところでございます。

続いて１１ページをお開きいただきまして、都市計画の変更へ向けた手続きの経過であります。福島県との下協議なども踏まえまして、昨年１２月２６日には市文化センターにおいて公聴会を開催しております。その後県との事前協議を行った上で、２月１３日から２月２７日までの期間、法定縦覧を行った結果、縦覧者・意見書ともに０件でございました。本日ご審議いただいた後は、県との本協議を行いまして、予定としましては、４月上旬ごろには決定告示して参りたいと考えております。

ここで恐れ入ります、議案書の３ページをお開き願います。

議案書について説明させていただきます。

議案第１号いわき計画汚物処理場の変更について、「いわき都市計画汚物処理場中１号南部衛生センター」を廃止する。

変更の理由です。

各家庭や事業所から排出される生活排水の処理については、下水処理場である、浄化センターやし尿処理場である衛生センターにより、適正に処

	理されてきたところであります。北部衛生センターの老朽化対策を契機として、統廃合を含めた施設の再編の検討を行い、衛生センターの縮小と浄化センターの活用を基本とした処理施設の考え方について整理を行ったところであります。当該再編計画によって、汚物処理場である南部衛生センターが、令和 4 年度末に処理機能を停止したことから、都市計画汚物処理場中 1 号南部衛生センターを廃止するものでございます。 4 ページお開きいただきまして、4 ページは新旧対照表でございます。表に示した通り、廃止とするものになります。 続きまして、議案書の 5 ページをお開きいただきまして、こちらは総括図でございます。いわき市の南の市境になりまして、赤い矢印の先の黄色で着色された区域が小さくて見にくいですが、南部衛生センターの位置となります。 続けて 6 ページをお開きいただきまして、こちらは拡大した計画図になります。着色、黄色で着色した区域が今回都市計画を廃止いたします南部衛生センターになります。 議案第 1 号の説明は以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ○質疑（議案第 1 号）
会 長	はい、ありがとうございました。 それでは審議に入ります。 ただいま事務局より、当議案の内容について説明がありましたが、ご意見やご質問などがありましたらお願いします。
菅野委員 (12 番)	市会議員の菅野です。この南部衛生センターの廃止された後の利用計画とか、構想はあるのでしょうか。
事務局 (ごみ減)	衛生センター廃止後の跡地利用につきましては、既存施設の取り壊しに多額の費用を要することから、取り壊しの時期や土地利用などにつきましては、総合的にこれから検討していきたいと考えております。
会 長	よろしいでしょうか。
菅野委員 (12 番)	説明資料の一番最後に説明していただいた 11 ページ。 これの質問に入ってよろしいですね。 この都市計画公聴会公述人がゼロとか、令和 6 年度法定縦覧の縦覧者がゼロ、意見書がゼロというのがありますが、このゼロということに対して、どういう見方をしてるのかなと。
事務局 (都計)	今見ていただいたのは都市計画決定に向けた手続きということになりますが、まさにこの南部衛生センターの機能廃止に向けましては、やはり地域に非常に根付いてるという言い方は誤解を招くかもしれませんが、なかなか地域の方のご協力があって建設できたものでもございますので、廃止ということについては、地域の区長さんはじめ、地域への回覧なども含めて事前から事前に廃止を行うことは、十分に地域に周知をしながら進めて参りましたので、そういった意味でも、今回特に地域の方々から改めての反応はなかったと認識しております。

菅野委員 (12 番)	近くになれば、ない方がいいなという施設ではあるなと思うんですけど、これゼロというのが多分来て色々喋るとか、意見をするとするのは、かなり普通の市民にとってはハードル高いのかなとは思いますが。 そういう意味では、こういう形式でなくても、アンケートとかね、そういうやり方とかも含めて、色々な住民の意見を汲み尽くして、納得と合意をね、取り付けながら、今後色々な場面で進めていただければなと思います。以上です。
事務局 (都計)	ご要望ということでしたが、今回は事前に十分地域の方々にご説明をしてきたという経緯がありまして、一般的にはこの都市計画の変更等決定については、公聴会の前に広く皆さんに市民の方々にこの内容を説明する、一般的に市民説明会というものを開催して、より多くの方に集まっていたく機会を設けております。 ただ今回は地域に入って細かく説明してきた経緯もあることから、市民説明会はあえて省略をさせていただいたという経過がございます。 菅野委員からお話あった通り、この案件に限らず、今後も丁寧な対応をしていきたいと思っております。
会 長	それではその他ご質問、ご意見いかがでしょうか。
鈴木委員 (3 番)	ちょっとわからなくて、公述人というところがあるのですが、公述人というのはどのようにして来てもらうとか、どういった方が選ぶのかとか、このゼロっていうのはなぜゼロになっているのかをお聞きしたいと思います。
事務局 (都計)	はい。ありがとうございます。 都市計画公聴会を開催するに当たりまして、その案について一度縦覧をしております。その縦覧をかけたうえで、意見がある方には意見書を出していただいて、公聴会当日に公述人として、公聴会の場で意見をいただくといった進め方になっております。今回その計画案の縦覧をかけた際に、特に意見がなかったため、結果として公述人はゼロでございました。
鈴木委員 (3 番)	ありがとうございます。 ただ公述人に誰も来なかったようでしたが、今回は無くても、例えば専門家などをお呼びするなどは、他の公聴会では普通あるのでしょうか。
事務局 (都計)	基本的にはこの公聴会に向けた意見の聴取は、特に市の方から指名して専門家の方に意見をいただくという場面ではなく、広く市民の方からご意見をいただく場面であり、あえてどなたかに意見をいただくという場面ではなく、広く市民のどなたからでもご意見をいただけるような進め方をしておりましたが、結果として今回公述人がゼロでございました。
鈴木委員 (3 番)	はい。ありがとうございます。 説明をするわけではなくて、意見を要約っていうような意味の縦覧でということですよ。
会 長	よろしいでしょうか。 その他ご意見や、ご質問いかがでしょうか。

小野委員 (5 番)	市民の衛生面ではね、非常に大切な施設だと思いますが、南部衛生からこの南部浄化センターへ移行した場合の南部浄化センターの処理能力のキャパシティっていうのを私心配してるんですけど。 そのあたりはどのような、これからの展望を持ってこれから進めていくのかお聞きしたいです。
会 長	はい、事務局お願いします。
事務局 (都計)	ありがとうございます。 今小野委員からございました通り結果として衛生センターの機能を廃止し、下水の処理場に機能を移しております。 元々南部浄化センターの建設を計画した際には、勿来・錦区域の、市街化区域をすべて下水道で整備して処理を行うという計画のもとに進められてきた浄化センターでございます。 ただ下水道の処理区域は、下水道の処理区域を狭めていくなかで、合併浄化槽という非常に高機能な処理機能が各家庭に普及しておりますので、いわき市の生活排水処理については、合併浄化槽もどんどん拡大しながら、一方で下水の処理区域を狭めていくというような生活排水の考え方の見直しも図ってきたところもございます。改めて申し上げるまでもなく、人口減少もこれからどんどん進んでいくなかで、当然それに見合った形で、雨水量・汚泥量も減少していきますので、基本的には今有している処理場の処理能力で十分足りることを確認し、本計画を進めてきたところでございます。
会長	ただいまの説明でよろしいでしょうか。
小野委員 (5 番)	はい。十分なキャパシティを持って対応していただけるのであれば、市民も安心してられると思います。垂れ流しになったら大変ですからね。
事務局 (都計)	議長、一点だけ。すみません。 先ほど小野委員からあったように、処理能力が足りないというようなものは当然ございませんし、今後下水道の区域を拡大していくという場面もありませんので、現状に合わせた適切な処理計画を行っているところでございます。
新妻委員 (6 番)	はい。新妻でございます。 今の合併処理浄化槽の話に関連してご質問というか、伺いたいのですが、合併処理浄化槽の区域を広げていく・拡充するというお考えがあるということでしょうか。 既に一般戸建の住宅は、従前より合併処理浄化槽の区域で将来下水道区域に入るところには補助金がおらないといった話があったかと思います。個人の住宅の中でここはもう合併処理浄化槽の区域を下水道と処理区域が将来行われるのかどうかというのを非常に気にされてる方は多いかと思います。これが今後合併処理浄化槽の区域を、下水道に切り換えが進むのか。もう今から下水道の拡充する予定はないのかというところが、市民目線にはなるのですが、お聞きしたいと思います。
事務局 (都計)	合併浄化槽の区域にした下水道区域がこれから広がるのか、合併浄化槽を使っている方が下水道に切り換える可能性があるか、といったご質問で

	よろしかったでしょうか。
新妻委員 (6 番)	合併処理の浄化槽を使っていて、私の知る限りのケースなのですが、ここは下水道処理区域に拡充される予定があるので、合併処理の浄化槽の補助金は交付できないよというものがあるかと思うんですね。私自身建築設計をやっているものですから、その方々から説明するにあたって将来的に下水道が敷設される予定なので、合併処理浄化槽の方の補助金を利用して下さいとの説明をしてきたかなと思います。
事務局 (都計)	資料の下に四角を囲んでおります5ページをご覧くださいなのですが、真ん中に「いわき市総合生活排水対策方針」というものがございます。これが第二次の方針になっており、実際の第一次の方針はもう少し前にさかのぼりますが、平成 28 年の段階で、現在の下水道の事業計画区域というのは、これ以上広げませんとのことで、市民の方にご説明をしながら策定してきたものになっております。 今委員がおっしゃったような合併浄化槽の補助金に関しては、合併浄化槽の区域がなかった下水道区域の外側の方になりまして、改築いわゆるし尿のくみ取りであるご自宅であるとか、単独浄化槽のご自宅を合併浄化槽に切り換えるなど、そういうご自宅もしくは家屋の合併浄化槽への補助金は今も市から交付されていたかと思います。よって下水道の区域ですが、浄化槽を使いたいという方は可能であれば、下水道に接続していただきたいといった区域の選別はあるものの、補助金に関しては現在も下水道区域ではない合併浄化槽の区域であれば、改築に限っては補助金ができるような仕組みになっています。
新妻委員 (6 番)	はい、ありがとうございます。 今の質問で私ちょっと昏睡してるところがあるかと思うのですが、意見書がないということでお話があったかと思うのですが、市民の方の認識のなかで、今の申し上げたような浄化槽がなくなり、今後こう下水道になっていくっていう展望を描いている方が、少なからずいるのかなと思ったのですが、そういったご意見とかも一切ないのですか。
事務局 (都計)	今回の意見公述人は、あくまで処理施設の再編に関する内容の意見を徴収するっていうような趣旨でやった内容になっておりまして、下水道の区域を広げないといったご説明は、平成 28 年の段階で、下水道区域が広がる予定だった各平地区、小名浜地区等の各地区において、もうこれ以上区域を広げませんといった内容の市民説明会等について、各地区で開催させていただいております。またその際には、どうしても広げていただきたいといったご意見は特段なかったと認識しております。
新妻委員 (6 番) 会 長	承知しました。ありがとうございます。 はい。ありがとうございます。 その他ご質問、ご意見等いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。 ただいま手続き等について、慎重に行われているのか確認等ですね、ご意見があったところではございますが、ご意見も出つくしたようですので、このあたりで意見の取りまとめをさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委 会	員 長	異議なし それでは議案第 1 号いわき都市計画汚物処理場の変更についてお諮りします。 当議案についてご異議はございませんでしょうか。
委 会	員 長	異議なし はい。ありがとうございます。 賛成多数と認めます。 審議の結果、議案第 1 号については異議なしとされました。
会 長		○議事（諮問事項） 続きまして事務局、諮問案件である議案第 2 号第二次いわき都市計画道路網再編計画の策定について説明をお願いします。
事務局		はい。議長。 それでは続きまして議案第 2 号第二次いわき都市計画道路網再編計画の策定について説明をさせていただきます。こちら初めに説明資料、それに続きまして議案書の順でご説明申し上げます。お手元の説明資料につきまして、同じくスクリーンに映しておりますので、確認しやすい方でご覧いただければと思います。 まず初めに説明資料の 13 ページをお開き願います。都市計画道路網再編計画の策定につきましては、令和 4 年 9 月から国県市の各道路管理者と個別協議を進めるとともに、学識経験者や交通事業者、道路管理者等で構成されておりますいわき都市圏総合都市交通推進協議会への報告や、計画素案に対する意見照会、さらには本審議会での報告などを行って参りました。昨年 11 月に開催した、本審議会におきましては、都市計画道路の見直しに係る考え方などについてご報告をさせていただいております。 本日は見直し対象の評価結果や、今後の進め方などを報告しまして、計画案として諮問するものでございます。 14 ページになります。こちらは前回委員会での報告内容をまとめております。都市計画道路の見直しの背景や目的、見直しの評価フローや考え方を説明させていただいております。31 路線、49 区間を見直し対象 5 路線として抽出し、実現性や必要性、さらに代替性などから総合的に評価をし、廃止、変更、あるいは継続ということを検討するとのことで前回ご報告をさせていただいております。 続いて 15 ページになります。こちらは今申し上げた見直し対象路線都市抽出した 31 路線、49 区間の一覧表とその位置を示しております。赤色で着色している部分が見直し対象の路線になります。 続きまして 16 ページと 17 ページは、その評価項目になります。まず 16 ページは、必要性について記載しております。それから 17 ページお開きいただきまして、代替性、それから実現性になりますが、こちらも前回ご報告をさせていただいておりますので今回、説明は割愛させていただきますが、この三つの視点を持って、路線の評価を行っております。 続いて資料の方は 18 ページになります。見直し評価項目や将来の交通量推計さらに道路管理者等との協議を踏まえて、取りまとめました評価結果を一覧で示しております。一番上の赤枠部分が未整備区間の廃止を行うものであり、8 路線 9 区間、それから中央の緑枠部分が道路のルートや幅員な

どの変更であり、5 路線で 7 区間ございます。それから一番下の青枠部分が、継続路線として引き続き整備を進めていくものであり、こちらが 22 路線、33 区間といたしております。ここでご注意していただきたいのが、一番上の区間を廃止とした整備についてであります。こちらの廃止といいましても、現状の道路がなくなるということではなく、あくまでも都市計画上の位置付けを今回廃止するというものになりますので、区間廃止となった路線においても、現在の道路につきましては、引き続き各道路管理者において、適正に維持管理が行われ、これまで通り通行することは可能でございます。また計画案について冊子でお配りしておりますが、すべての対象路線区間の評価結果につきましては、12 ページ、13 ページに詳細は記載しておりますので、こちらを後程ご参照いただければと思います。

続いて、各地区の路線について、簡単ではございますが区間の廃止や変更となった路線を地区別にご説明申し上げます。

まず、今ご覧いただいているものは平地区になります。赤の区間が長橋町北目線になっております。こちらの長橋町北目線につきましては、赤で着色している区間 B になっておりますが、こちらを都市計画上の位置付けから廃止いたします。この区間については、将来交通量から見ても、周辺への波及効果も含めて、路線の重要性が低くなっていることから、今回廃止とするものでございます。

その参考といたしまして、20 ページになりますが、廃止区間の現況の写真になります。どちらの写真も実際の道路がない区間でありまして、建物などが立地している状況が見えていただけるかなと思います。

続いて 21 ページになります。こちらは県道の豊間四倉線の区間 A としております。緑色の区間 A については、当然道路がございしますが、歩道の部分が、都市計画道路の計画幅員を現在満たしていない状況となっておりますが、将来交通量からも、人の歩行の予測などから見ても、交通処理に支障はないことから、今回歩道部分を狭めるように配置し、現状の道路幅員に合わせる変更を行うというものでございます。写真を見ていただいた方が理解しやすいかと思います。こちら変更区間の現況写真を表しておりますが、現在の計画幅員は緑と赤で着色された部分が範囲になっておりますが、今回の見直しでは、赤の着色の部分を廃止し、計画幅員を緑の現道の幅員に変更しようというものでございます。

続きまして、23 ページになります。こちらは、小名浜地区になります。市街地再生整備というものを常磐・四倉でも進めておりますが、今後小名浜地区でも、公共施設の再編と合わせた市街地の再生整備というものを取り組んでいく予定をしております。こういった取り組みを見据えるとともに、地区内の幹線道路ネットワークを確保するため、南富岡橋本線、それから船引場相子島線、元分下町線、これらを廃止いたしまして、平磐城線から臨港道路を結ぶ花畑栄町線を新たに都市計画道路として位置づけるものになります。花畑栄町線については、概ねの位置を示しておりますが、こちら具体的なルートについては、この計画策定後に、詳細なルートについては検討をしていくこととしております。

参考に 24 ページに、現地の写真を掲載しておりますのでご参照いただければと思います。

それから 25 ページですね、こちらは元分下町線の現地の写真になります。こちらもご参照いただければと思います。

続いて資料で言いますと 26 ページになります。こちらは勿来地区になります。対象路線のうち、関田江栗線と馬場土取線については、沿岸部の方を中心に通っている部分がありますが、路線沿線が市街化調整区域となっ

ております。当該路線を整備して、土地利用を図る必要性は低いため、一部概成済み区間を含めて区間を廃止しようとするものでございます。
また今回の変更により、関田江栗線の区間廃止に伴う須賀三枚箴線の終点の位置を変更するとともに、地区内の幹線道路ネットワークを確保するため、土地区画整理事業で整備される予定の区画道路を新たに都市計画道路鷺内安良線として位置づけるものでございます。

26 ページは、今のご覧いただいた図の南側になりまして、関田江栗線などを示しております。

続いて 28 ページは、こちら関田江栗線の現地の写真、それから 29 ページをご覧くださいますとこちらは馬場土取線の現地の写真になります。こちら、ご参照いただければと思います。

それから 30 ページには、新たに都市計画道路に位置づけようとしております土地区画整理事業の区域の鷺内安良線に関する現地写真ですので、こちらもご参照いただければと思います。

次に 31 ページをお開きいただきまして、こちらは内郷地区になります。こちら対象路線のうち、内町御台境線については、赤で着色されている区間 A としておりますが、こちらの区間 A を廃止いたします。区間 A の一部におきましては、現在道路はなく、また並行する市道新町前岩堰線が、都市計画道路の機能を概ね充足しており、代替性を有していることから、この区間を廃止するものでございます。また、榎下平太郎線については、赤で着色されています起点側の区間 A を廃止しまして、緑で着色されている終点側の区間 B は現道に幅員合わせて変更しようというものでございます。今申し上げた区間 A につきましては、現在道路はなく、また都市計画決定されていない中央駅西側の交通広場まで整備を行う必要性は低いため、廃止するものであります。また緑の区間 B については、歩道部が都市計画道路の計画幅員を満たしていない状況ですが、将来交通量から見ても交通処理に支障はないため、現道に合わせて変更するものでございます。

続いて 32 ページは、内郷御台境線の起点側の現地の写真であります。

続いて 33 ページは、榎下平太郎線の区間 A の写真であります。

隣の 34 ページには、榎下平太郎線の区間 B の現地写真を掲載しておりますので、こちら併せてご参照いただければと思います。

続いて 35 ページをお開きいただきまして、こちらは四倉地区になります。対象路線のうち、上仁井田戸田線については、赤で着色されている現道のない区間になりますが、こちらの赤で示した区間を廃止するとともに、その西側になります緑で着色されている概成済み区間を現道の幅員に合わせた変更を行います。赤の区間の上仁井田戸田線については、将来交通量から見ても、交通処理に支障はなく、また、多くの家屋移転を伴うことから、区間を廃止するものであります。また海沿いの緑で示した豊間四倉線の区間 B については、歩道部が都市計画道路の計画幅員を満たしていない状況ですが、将来交通量から見ても、交通処理に支障はないため、現状に合わせて変更しようというものになります。

36 ページは上仁井田戸田線の現地の写真になります。こちらもご参照いただければと思います。

次に 37 ページをお開き願います。地区としては最後になりますが、こちらは好間地区になります。樋口独古内線については、緑で着色されている区間 A を現道に合わせて、変更するとともに、赤で着色されている区間 B を廃止するものになります。区間 A は、歩道部が都市計画道路の計画幅員を満たしていない状況ですが、将来交通量から見ても交通処理に支障はないと判断いたしまして、現道に合わせて変更するものです。また、廃止す

る区間 B に代わりまして、代替機能を有する市道に、そのルートを経の実線で書いておりますルートに変更するものでございます。

38 ページには樋口独古内線の現地写真を掲載しております。こちらもご参照いただければと思います。

続いて 39 ページお開きいただきまして、今回の見直し結果に加えまして、令和 4 年度に策定しております、「第二次都市交通マスタープラン」で示した将来にわたっても交通円滑化対策が必要な 4 路線を加えた道路網が、将来都市像を実現する望ましい道路網と考えております。

40 ページにはなりますが、今回の見直しによる効果を大きく三つほどまとめしております。一つとしまして、長期未着手路線の新たな方向性が見いだされ、望ましい都市計画道路ネットワークが確立されること。二つとして、整備の必要性の高い路線が明確になることによって、計画的な整備が可能となること。それから三つとしまして、都市計画法の手続きを行うことで長期化している建築制限が解除されること。これら三つの効果が期待できると考えております。

続いて 41 ページをお開きいただきまして、まず計画策定までのスケジュールになりますが、本日の審議会におきまして、ご承認をいただきましたら、年度内に計画を策定していきたいと考えております。

続いて 42 ページになりますが、今回の見直しで変更または廃止といたします路線については、建築制限が長期化しないよう県や市、各都市計画決定主体において、法手続きに着手していきたいと考えています。また継続すると位置づけた路線については、各事業主体において、その優先順位を設定し、計画的な整備を進めていくということになります。

ここまでの資料の説明になりまして、最後にこちらの議案書にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願います。こちらを読み上げます。

議案第 2 号、第二次いわき都市計画道路網再編計画の策定について、第二次いわき都市計画道路網再編計画について、次の通り諮問する。

内容につきましては今パワーポイントでご説明申し上げました。さらに詳細については、お配りしております別紙の第二次都市計画道路網再編計画案の通りでございます。

理由でございます。

本市における都市計画道路は昭和 41 年度いわき市発足とともに計画決定したことに始まりまして、人口増加及び都市の拡大とともに、都市計画の決定、追加変更をされたところでありますが、都市計画決定から 20 年以上が経過してもなお整備に着手されない長期未着手路線が残存している状況であることから、本市では、平成 20 年にいわき都市計画道路網再編計画を策定し、長期未着手路線の整備を進めてきたところで、長期未着手路線の見直しを行うとともに、重要性及び必要性の高い都市計画道路の整備を進めてきたところでございます。

その後人口減少や、超高齢社会の進展などの社会経済環境の変化や、東日本大震災の復興事業や、市街地再開発事業などによる土地利用や交通ネットワークの変化、また、本市の都市づくりの指針となる「第二次いわき市都市計画マスタープラン」及びいわき都市圏交通施策の基本となる「第二次いわき都市圏都市交通マスタープラン」の策定など、将来都市像が新たに設定されたことから、改めて都市計画道路の見直しが必要な状況でございます。

そのため、都市計画道路の重要性や必要性を再検証し、将来都市像を実現する望ましい都市計画道路網を示すため、新たに第二次計画として本案の通り策定しようとするものでございます。

会 長	少し時間がかかりましたが、議案第 2 号の説明については以上でございます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 ○質疑（議案第 2 号） はい。 大変数多くの路線に関するご説明ありがとうございました。 それでは審議に入ります。 ただいま事務局より、当議案について説明がありましたが、ご意見やご質問などがありましたらお願いいたします。
松崎委員 （7 番）	7 番、松崎でございます。19 ページの長橋町北目線なのですが、この路線は昔を思い出すに県道 399 号あたりの渋滞の緩和や北部地区から例えば、内郷地区方面のコースの処理や正内町北目線と結んで市街地の環状線の形成を図るといった路線でもあるのかなと思うんですよね。 交通量は将来交通量とか流してみても定量的な検証はしたのでしょうか、このネットワークといった定性的な部分でも着目が必要じゃないかなと思うのですが。そのあたりどうなのでしょう。
会 長	はい。事務局お願いします。
事務局 （都計）	はい。ありがとうございます。 今松崎委員からございました通り、元々今位置付けられているその必要性というものは、松崎委員からお話いただいた通りかなと思っております。 委員の方からもございましたが、今回改めて将来の交通量の推計なども行ったうえで、まず一つ確認ができたことは、それほど多くの交通量が見込まれないことが挙げられます。昨年度策定しました「都市交通マスタープラン」において、将来にわたる人口減少に伴って、その交通量も約 3 割程度落ち込んでいくというような推計もあることから、そういったことを基にして、将来交通量が当初立てていたものよりは低くなっていくというところが推測されているところでございます。この青の路線は明治町下平窪線と都市計画道路上名は書いておりますが、国道で言うと 399 号になります。確かに交通量多い路線ではございますが赤のルートを整備したとしても、将来的な交通量に大きな影響を及ぼさないという確認もしているところでございます。もう一つ、平窪や赤井方面から例えば、好間や内郷地区へのアクセスということを考えると、図の路線名に記載してありませんが、下好間愛谷線がその代替ルートになるものであるということから、総合的に判断をして今回赤いルートを廃止に至ったところでございます。以上です。
松崎委員 （7 番）	はい。了解しました。 あと次のページの豊間四倉線なのですが、これは歩道の部分を廃止するように聞いたのですが、この路線景観も良くて、ここに歩道があったら凄く良い路線だなあと常々思っているのですが、これは海岸に新しくできた自転車道に機能を転換するということではよろしいのでしょうか。
事務局 （都計）	松崎議員おっしゃられる通り、新しく自転車道や海岸堤防が作られたことによってその機能を大きく期待される場所ではございますが、一つとして、いま歩道区間を将来にわたって必要ではないことは、道路管理者で

	ある県とも協議をさせていただいたなかで、将来の車の交通量、さらには、歩道部分を通して歩くという歩行者の人数もあまりないというところからも、総合的に勘案して、歩道部については廃止して、幅員を現道に合わせていくという結果に至ったところでございます。
会 長	説明ありがとうございました。いかがでしょうか。
松崎委員 (7番)	了解しました。
会 長	その他ご質問、ご意見等よろしいでしょうか。
菅野委員 (12番)	市会議員の菅野です。関連なのですが、22ページの豊間四倉線、これは県道ですけど、歩道は市の方で整備する予定だったのか。その県と市の関係というのはちょっとよく理解できていないのですが、どのように考えればよろしいでしょうか。
事務局 (都計)	すみません。私がわかりにくい表現をしてしまったのでしょうか。基本的にこちらは県道であり、福島県管理の道路でもありますので、仮に歩道を整備する場合には、福島県が整備は行うものになりますが、今回はあくまでも都市計画上の位置付けとして廃止ということにさせていただいております。
会 長	他にご質問ご意見いかがですか。
田口委員 (2番)	2番の田口です。交通量というのは、車だけを指してるのかなという感じがしたのですが。今新しい乗り物である電動自転車とかキックボードとか色々あるので、ああいう自転車等で動いてる人が結構多いんじゃないかと思うんですけど、そういう数値っていうのはカウントされているのでしょうか。
事務局 (都計)	今回のこの道路網の再編を検討するにあたって、申し上げた交通量は、これは自動車に絞った形での推計交通量でございます。
田口委員 (2番)	せっかく調べるなら、よく道路の角でカウントしてる人がおられると思いますが、ついでに自転車も測定して欲しいですね。変なこと言うようですが、私はゆったり館とか新舞子ハイツとか、あそこでのんびり泳がせてもらっていて、大変良い施設だなと思い、感謝をしています。あそこにこられる方もほとんどね、自転車でものすごく走ってくるんですね。ですから、市内の買い物その他を電動自転車で動いてる方は大変多いと思います。ぜひそういう人たちの安全と利便性を考えた道路計画をよろしく願います。
事務局 (都計)	すみません。先ほどあくまでも今回の道路の再編にあたっては、車の交通量を視点において検討をしたところでございますが、先ほど簡単にご紹介した「第二次都市交通マスタープラン」というものは、これは車だけではなくて、国の方でも行われている調査等に基づき、歩行者それから自転車、公共交通などのデータが当然ございますので、物によって使い分けをしながら、検討を進めてきたところでございます。

会 長	はい。説明ありがとうございました。 その他ご質問いかがでしょうか。
松崎委員 (7 番)	7 番松崎です。質問ではないのですが、廃止する路線が結構あるものですから、都計道で今まで道路区域とかは建築制限があったと思うんです。その建築制限を今度無くなるということなので、やはり地元丁寧に説明していく必要があるのかなと思います。そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。
事務局 (都計)	ありがとうございます。 松崎委員の方からあったとおり、今後都市計画の変更手続きを進めるにあたっては、沿線の方々も含めて、地域の方々を対象とした説明会をしつかり開催して、周知を図りながら、丁寧な説明をしながら進めていきたいと考えております。
会 長	はい。ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。
菅野委員 (12 番)	はい、菅野です。資料の 40 ページの見直しによる効果というところで、このような効果がありますと示されています。逆に言うと、見直しによってこんなデメリットが発生するというのは、何か考えてるところはあるんでしょうか。
事務局 (都計)	我々が一番注意をしなければいけないと思ってきたことが、整備をしないのにこのまま都市計画決定し続けるということが、建築制限にいろいろ関わってきます。二階建てまで建てられないとか、地下構造物は建てられないとか、色々な制限をかけているため、そこに建てた方にご迷惑になっておりますので、そこを解消していく必要があるために行っております。逆にそのデメリットを解消することをこの計画を立てることの意味として考えているところでございます。
菅野委員 (12 番)	これが建築制限の解除など普段メリットの部分もあるのですが、逆にそういう計画道路の計画が無くなることによる影響っていうのは考えられないんですか。
事務局 (都計)	そこはないと言いきれないところではございますが、そこだけに捉われることなく、必要な路線というものをしっかり持つべきだろうという視点に立って進めて参りましたので、簡単にはないとは確かに申し上げられないかもしれませんが、必要な道路ネットワークを構築していくという意味で、今回変更させていただくというところでございます。
菅野委員 (12 番)	そういう意味で、先ほどあったように、住民説明会とか公聴会とかをきっちりやっていただきたいなと思うんです。後で、道路が作られるという予定をしてここに家立てたのに、建築制限がいろいろあるけども、計画されなくなると分かったときに、この細いままの路地では、当てが外れたなと思う方もいらっしゃる可能性があるんで、丁寧な説明が必要だなと思うんです。そういう意味では、住民説明会をどのように告知するのか、路線ごとにやるのか、そういったものを市内一括でやるのか、そのあたりの参加しやすい方法はどのようにお考えでしょうか。

会 長	はい。事務局お願いします。
事務局 (都計)	具体的な住民説明会のスケジュールはこれから立てることになります が、基本的には複数路線について一括で説明会を行うわけではなく、路線 ごとに地区説明を地域の方々にきちんと周知を図りながら、一本一本説明 会を開催する予定としております。
菅野委員 (12 番)	そういう意味で、今までのこういった計画廃止の中での住民説明会とい うのは、過去の経験だとどのぐらいの出席率であるとか、何人参加してい たかを教えていただきたいです。過去の話になるので、分からないのであ れば大丈夫ですが。
事務局 (都計)	今回都市計画道路の第二次再編計画ということで、約 20 年ほど前に第一 次の計画を策定してございます。その際には、やはり長期未着手計画道路 の変更廃止ということで、結構な路線を進めて参りました。そういったな かでは、まず地区の区長さんに説明をし、53 条の許可申請を行い建築をさ れた方などそういった方に対しても郵送で通知を送り、さらには地区回覧 を行った上で、住民説明会をさせていただきました。 実際に現状の道路がなくなるわけではありませんが、将来こういう計画 があり、その計画を廃止するといった内容だったものですから、出席され た方が多くても 10 名程度というような状況がございました。その際に、策 定理由を踏まえたうえで、廃止させていただきたいという説明をすると、 大概の方は納得していただいたところでございます。住民から反対され、 計画に位置付けた道路を廃止や変更できなくなってしまったといったよう な経験はこれまではなかったというようなところでございます。以上です。
菅野委員 (12 番)	はい。わかりました。先ほど公聴会とかゼロだったということもあった ので、きちんとやっていただきたいなと思います。それと最後になります が、資料の 16 ページの前回審議の報告内容の評価項目のなかで、下から 2 段目の通学路または周辺に学校施設があるかという節があるのですが、こ れは現在統廃合とかどんどん進められてる状況はあるのですが、そのあた りとの兼ね合いではどの時点を想定して、評価するのかなと。 将来なくなりそうなところではありますが、今はあるということを前提と して評価するのか、それともなくなったことを前提に評価するのか。これ はここだけの話ではなく、教育委員会なども関わってくるので、難しい面 だとは思いますが。どのようにして評価に至ったのかなということをお 聞かせください。
事務局 (都計)	基本的には現在の学校の立地状況を見てということになりますが、すで に統廃合されるような計画を持っていれば、それは反映していくところで あります。基本的には、現在の立地状況を見て検討して参ります。
会 長	はい。ありがとうございました。 その他ご質問、ご意見いかがでしょうか。
新妻委員 (6 番)	まとめに入ったところ、すみません。私は 6 番の新妻と申し上げます。 質問といいますか、意見、感想でございます。もうほぼ 20 年以上経過して いる長期未着手路線が現存しているところに着目して都市計画道路を廃止 すると決断するのは、私はこれから人口減少、超高齢化社会が進んでいく

	という危機感を持って都市計画行っているところに、とても評価をしたいと思っております。先ほど松崎委員からお話があったように、丁寧な説明十分市民の方に行くことによって、この将来都市像っていうのが広く市民の方に伝わるようなに行うのがより良いかなと思います。その中でいわき市がされているアプリがございますね。皆さんアプリは入れてらっしゃるのでしょうか。私自身結構最近知って入れてるんですけど、細かに情報が入ってくるんですね。そういったことが周知されることで、住民説明会というスポットでなくとも、こういうことが市勢で行われているというのが、知らしめられるのではないかなと思いました。以上でございます。
会 長	はい。ご意見ありがとうございました。 他によろしいですか。
原田委員 (14 番)	はい。すいません。国交省の原田です。 私から2点ほど質問があります。まずこういった見直しをしていくことは凄く有意義だと思っております。都市計画はやはり、私権の制限が伴うので、定期的にしっかり見直しをかけて、メリハリをつけていくということはとても重要なのかなと思います。 まず、パワーポイント資料の42ページにある今後の進め方になりますが、今回計画はこの3月に策定されるということで、10年云々っていうのは今後の話なのかなと認識しているんですけど、変更・廃止をするものについては、住民の合意取れたものから、都市計画変更していくということ思うのですが、一方でもし住民の合意がなかなか難しい場合においては、都市計画の手続きが進まなくなるだけではこの計画に立ち返って、変更ということはないですよねということが、質問の1点目です。 2点目は、継続路線について、メリハリをつけるなかで作るものはしっかり作るということでやっていかれるのかなと思うのですが、この説明資料や計画書本体でも、事業化に向けた見通しを示しながらとのお話が記載されており、おそらくこれは住民の方もすごく期待をするようなところかなと思います。具体的にどのように事業化に向けた見通しを示されていくお考えなのかなというところは、なかなか具体的に示すのは難しいところだなと、私も立場としては思いますが、そのあたりは市としてどうお考えかを教えていただければと思います。
事務局 (都計)	はい。ありがとうございます。 今回策定しましたこの道路網再編計画については、基本的には方針や方向性を示すもので、これをもって都市計画決定が当然変更できるものではないため、原田委員からもございました通り、地域に丁寧な説明をしながら、路線ごとに都市計画の手続きを進めていくというものになります。確かに実際地域に入っていく時に、反対のご意見が強いという可能性もあるかとは思っております。ただその際の道路網再編計画について、立ち返って見直しというよりは、あくまでも方針というところでもございますので、その都度計画を見直していくというものにはならないかなとは、現時点で思っております。 それから継続路線についても、かなりまだ残っております。これが簡単に5年・10年でできるものばかりではございませんので、ここについてはまさに所長さんの立場でもある原田委員、吉田委員の国県とも我々、当然、市の道路管理者である土木部ともですね、この3者で連携をしていながら、交通関係の協議会等もございますので、一つ具体的なスケジュールと

	いうものは皆で協議しながら、着実に進めていけるように、連携を密にして取り組んでいきたいと思っております。具体的ではないのですが、昨年度交通戦略という具体的なハード道路整備の位置付けをした計画を作っていて、その中には今後、中長期的に整備していく路線なども位置付けているところがございますので、関係者でしっかりとその進行管理も行いながら、計画的に進めていきたいと思っております。以上です。
会 長	はい。よろしいでしょうか。 その他いかがでしょうか。 それではご意見も出尽くしたようですので、この辺で意見を取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	はい。それでは議案第２号第二次いわき都市計画道路再編計画の策定についてお諮りします。 当議案について、ご異議はございませんでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	ありがとうございます。 賛成多数と認めます。 審議の結果、議案第２号については、異議なしとされました。 審議にあたって住民への説明について、丁寧にという意見、多数ありましたので、その点に留意しながら進めていただければと思います。
会 長	○その他 これで本日の審議はすべて終了となります。 その他何かございましたらお願いします。
草野委員 (４番)	４番の草野です。議案第１号に関しては、理解いたしました。統廃合で集約して３ヶ所ぐらいの処理場で処理ができる。污水处理に関連して、これは管轄外のお話になるかと思うのですが、都市計画になるとまち、市街地が主体的な処理施設になるのですが、処理施設のなかに我々農民に絡む、要するに農村の集落排水っていうのがあります。いわき市でおそらく４ヶ所ぐらい、四倉、小川、勿来地区等にあるので、その集落排水事業の污水处理に関して、都市計画は関与をされていないのか。ただそういうのも、地区にはあるよという表現もされれば、そのなかで審議されないにしても、処理の認識が出てくるという意味合いも強いのかなと思うので、農村集落排水に関しては、農林部が主体で行っているとは思いますが、そのあたりの関連性をお聞きしたいと思えます。よろしくお願いします。
事務局 (都計)	はい。質問ありがとうございます。 農業集落排水から出る汚泥につきましても、今回の処理施設の再編計画の中に含まれておりまして、農業集落排水施設を再編するわけではなくて、農業集落排水から発生する汚泥についても同様に、下水処理場の方に集約し、し尿であるとか各家庭の合併浄化槽から出る汚泥を併せて下水道法で処理をしていくといった内容にはなっています。
草野委員	農村の集落排水は環境の保全、その他水を汚さないという点で非常に良

(4 番) 会 長 事務局 司 会	い事業だなと思います。ただその地区をまとめるのが大変だということと、国がなかなかこの事業効率が悪く、広範囲になるので、供給者っていうんですかね、その経費を安くあげるのが大変だということで、国は多少後ろ向きになってるということは聞いているのですが、今後の下水道の処理に対しても、今後農村地域はやはり水を汚さない、非常に敏感な環境を作ろうということで進めていきますので、こういった審議の場で、現状としてはどのようになっているかについても触れていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 はい。ありがとうございました。 委員からご要望がありましたので今後の運営等について配慮いただければと思います。 その他何かございませんか。 よろしいでしょうか。 事務局から何かございませんでしょうか。 私から次回の開催についてご連絡させていただきたいと考えております。次回の審議会は 10 月頃を予定しております。 詳細は未定でございますが、また決まりましたら、担当から、ご連絡させていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。以上です。 ありがとうございました。それでは以上をもちまして私の進行役を終わらせていただきます。 皆様ご協力により、円滑な議事が進行できましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。 ○閉会 皆様、ありがとうございました。 これをもちまして「第 155 回いわき市都市計画審議会」を終了いたします。 本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。
---	---

令和 6 年 3 月 28 日

いわき市都市計画審議会
会長 田口 重憲 様

議事録署名人 吉田 伸明

議事録署名人 北林 由布子